

ゼロ災害ガイド

災害ゼロを目指して

イーグル・クランプ(株)ではクランプ造りの長年のノウハウに加え、設計から製造・加工段階においてはCAD/CAMといったFAを導入し、お客様の多彩なニーズにお応えする為、製品開発に力を注ぎ、クオリティの高い安全な製品造りを目指し努力しています。

2000年4月、業界で初めてとなるISO9001(国際規格:品質マネジメントシステム)を取得し、お客様により安心してご使用頂ける製品造りと、適切なアフターサービスにより

※つり具による災害ゼロを目指しております。

1. 定期点検の必要性

(1) つりクランプの法規制(定期点検の必要性の根拠)

[法規]労働安全衛生法 第四章「労働者の危険又は健康障害を防止するための措置」として第20条、「事業者は次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない」と決められています。次の危険とは、「機械、器具その他の設備(以下「機械等」という)による危険」を指します。(つりクランプは機械、器具に相当)

また、平成4年10月「労働安全衛生法」の一部改正と共に「クレーン等安全規則」も改正され「玉掛用具」の「作業開始前の点検」が法制化されました。クレーン等安全規則 第8章「玉掛け」関係は第213条～第222条に記載。

「玉掛用具」について、平成12年2月24日、労働省労働基準局長通達で、「玉掛け作業の安全に係るガイドライン」の第3「事業者が講ずべき措置」の6「日常の保守点検の実施」(2)に、「点検については別紙の点検方法及び判定基準により実施する」と定められています。

別紙「主な玉掛用具の点検方法及び判定基準」の(5)(6)として、「クランプ」及び「ハッカー」の点検部分、点検方法、判定基準が定められています。

※【各法令・通達の内容については、安全衛生情報センター (<http://www.jaish.gr.jp>) の検索サイトよりポリシーに沿ってご参照ください。】

(2) 製造物責任法

製造物責任法(PL法)によってメーカー製品に対する安全責任義務がこれまで以上に重要となってきました。お客様による自主点検だけでは、点検基準も明確でなくクランプの性能維持にバラツキが生じ、結果として労働災害につながった場合はお客様の管理者責任が問われかねません。資格認定されたメーカーの専門家による点検・修理は基準も明確であり、安心してご使用頂けます。

(3) 点検の記録

保全に関わるコスト、事故発生時の関係官庁への対応、特に証拠としての公式な点検記録等を考えますと専門メーカーによる定期点検を実施されるメリットは大変大きなものと成ります。【規格】日本クレーン協会規格であるJCAS 6601-2019「つりクランプ」には、点検の種類として「作業開始前の点検(日常点検)」と「定期点検」が規格化されています。「定期点検」では、「1年以内に1回以上、定期に点検する」と決められています。点検実施の証拠を残すためには、点検年月日、点検箇所、点検結果、実施者の氏名、結果に基づいた補修等の内容の記録を保管しなければなりません。

イーグルクランプでは上記、法規・規格に規定された内容を取り込み、事業者様のサポートとして実施するアフターサービス体制を敷いています。イーグルクランプのテクニカル・エンジニアが責任を持って対応させていただきます。

2. クランプ登録のお願い

お客様が購入されたクランプを長期にわたり安全にご使用頂く為には、一台一台を登録して頂き廃棄されるまで定期的に点検をうける事が重要です。

当社では製品一台ごとに保証書を発行し、お客様から返送されるハガキ(保証書発行確認書)により登録を行います。従って購入されたクランプに添付しております保証書を確認し、ハガキを切り離して必要事項をご記入の上、投函していただくようお願い申し上げます。

3. クランプの構造と特性

クランプはつり荷の自重を利用して、特殊鋼に適切な熱処理を施したカム(歯板)と旋回アゴ(ジョー)をつり荷に食い込ませてつり上げる構造です。

つりクランプはその構造から新品の間は、使用方法を間違わない限り外れることはありませんが使用を続けるうちに下記のような状況になってまいりますとクランプ力の減少、性能の低下により安全に使用できなくなります。

カム(歯板)の摩耗、欠け
旋回アゴ(ジョー)の摩耗、欠け
スプリング強度の低下、傷み、変形
ピン、ピン穴、ピン溝の摩耗
リンクの変形
本体の疲労、当り傷、摩滅、変形
つり環の変形
ネジ・ネジ穴の摩耗
オーバー・ロードによる部品の変形・破損
油切れによる作動不良とクランプ力の低下

特に、カム(歯板)・旋回アゴ(ジョー)は使用回数によりどのメーカーの製品でも摩耗します。又、使用限度以上に摩耗したカム(歯板)・旋回アゴ(ジョー)を使用した場合、つり上げ物の表面状態等によって摩擦係数が低下し、つり荷が滑落する等の危険な状態となります。

事故は使用方法・衝撃・摩擦・作動不良等の諸原因が重なった時に発生します。このような事故を防止する為には

※常に点検を行い、部品の状況、作動状況をチェックし、手入れを行うことが必要です。

4. お客様による自主点検

(1)正しい管理のポイント

①屋内で用途別に保管

- 作業後、屋外に放置しないでください。(錆びの原因となります)
- 用途別にまとめて保管してください。(作業性が向上します)

②点検・整備はコマメに

- 作業開始前の点検と終業時整備を必ず行ってください。
- 作業の有無に関わりなく、定期的に点検・整備をしてください。(最低月一回)
- 点検・整備をする時は摺動部に注油をしてください。

③危険クランプ使用厳禁

- 変形したり、損傷したクランプを発見したら使用を禁止し、正常な物と交換してください。
- 作業前に必ずクランプの点検済シール(月別)を確認してください。(当社による定期点検を受けていない場合はシールは有りません)

④部品交換は早めに

- 交換可能な部品を使用限界ギリギリまで使うのは危険です。
- 硬度の高いつり荷や同一板厚を使用する現場ではカム(歯板)・旋回アゴの交換を特に早めに行ってください。

(2)点検の方法

製品に添付している、取扱説明書の点検マニュアルによります。

5. イーグル・クランプのアフターサービス

当社ではクランプについての専門の知識を持つ「テクニカル・エンジニア」が全国に配置され、お客様がご使用になっているクランプの安全を守る為、「定期点検システム」を採用しています。

(1)テクニカル・エンジニア制度

クランプの点検・修理は安全にかかわるものであり、誰にでも出来るものではありません。当社では技術的に一定レベルに達し、所定の試験に合格した者を「テクニカル・エンジニア」として資格認定しています。

(2) 点検費用

- ① 保守点検契約のある場合
契約内容によります。
- ② 保守点検契約の無い場合
点検費用は無料です。但し、修理部品代は有料となります。

(3) 定期点検システム

- ① 点検サイクルの設定
 - a. 保守点検契約のある場合は契約内容によります。
 - b. 保守点検契約のない場合
クランプの使用頻度等を検討しお客様と相談の上、点検サイクルを設定致します。「12ヶ月点検」「6ヶ月点検」「4ヶ月点検」「3ヶ月点検」「2ヶ月点検」「1ヶ月点検」
- ② 点検の連絡
前項①の予定とテクニカル・エンジニアの計画に基づき、お客様に訪問予定日の連絡をさせて頂きます。「ハガキ」「電話」「FAX」「電子メール」等
- ③ 点検の実施と点検済(識別)シール
 - a. 点検に必要な工具、修理用の部品を持参し、お客様の指定された場所で点検、修理を行いますので点検漏れ防止の為、クランプを事前にまとめて頂くようお願い致します。
 - b. 一台ごとに点検し、異常がない場合は「点検済シール」をクランプ本体に貼り付けます。
 - c. 点検時修理の必要なクランプを発見した場合、ご担当者と相談の上(修理に必要な部品の見積等)修理を行い、正常な作動を確認して「点検済シール」をクランプ本体に貼り付けます。
 - d. 点検報告書に修理内容、必要事項を記入し、点検したクランプの安全をご担当者に確認して頂きます。
- ④ 点検終了後
点検報告書に確認印(サイン)を頂きます。点検報告書は以下の4種類です。
 - a. (控)テクニカル・エンジニアの資料になります。
 - b. (正)お客様に提出します。点検の記録になりますので保管してください。
 - c. (副)販売店様からの請求書に添付されます。交換部品の確認にご利用ください。
 - d. (写)弊社の基幹システムに入力され安全管理の基礎資料になります。

6. 製品保証

製品の保証は、クランプに添付されている保証書によってなされますので大切に保管してください。クランプ取扱説明書に記載してある使用条件下で、当社の瑕疵による製品の異常が認められた場合について次の保証を致します。

(1) 無償修理期間

お買い上げ日より1年間。但し、以下の場合は有償修理となります。

- ① 製品、部品に異常が認められない場合。
- ② 取扱説明書に基づかない誤った使用により、故障又は損傷した場合。
- ③ 天災、異常負荷、異常高温等の不可抗力による、故障又は損傷。
- ④ 定期点検の行われていない製品、部品。
- ⑤ 当社テクニカル・エンジニアによる定期点検実施中であっても、正常な使用による部品の摩耗。
 - a. 歯板(カム)、旋回アゴ(ジョー)
 - b. パット、各種ピン類
 - c. ロックスプリングの変形・伸び
 - d. チェーンスリング、チェーン金具の変形・伸び
- ⑥ 誤用、乱用による故障及び事故。

(2) 有償修理期間

お買い上げ日より1年間を超え、クランプが廃却される迄の使用期間。

(3) 生産物賠償責任保険

当社の製造上の責任に帰する事故に対し、お客様の法律上の権利に対処する為「生産物賠償責任保険」に加入しています。